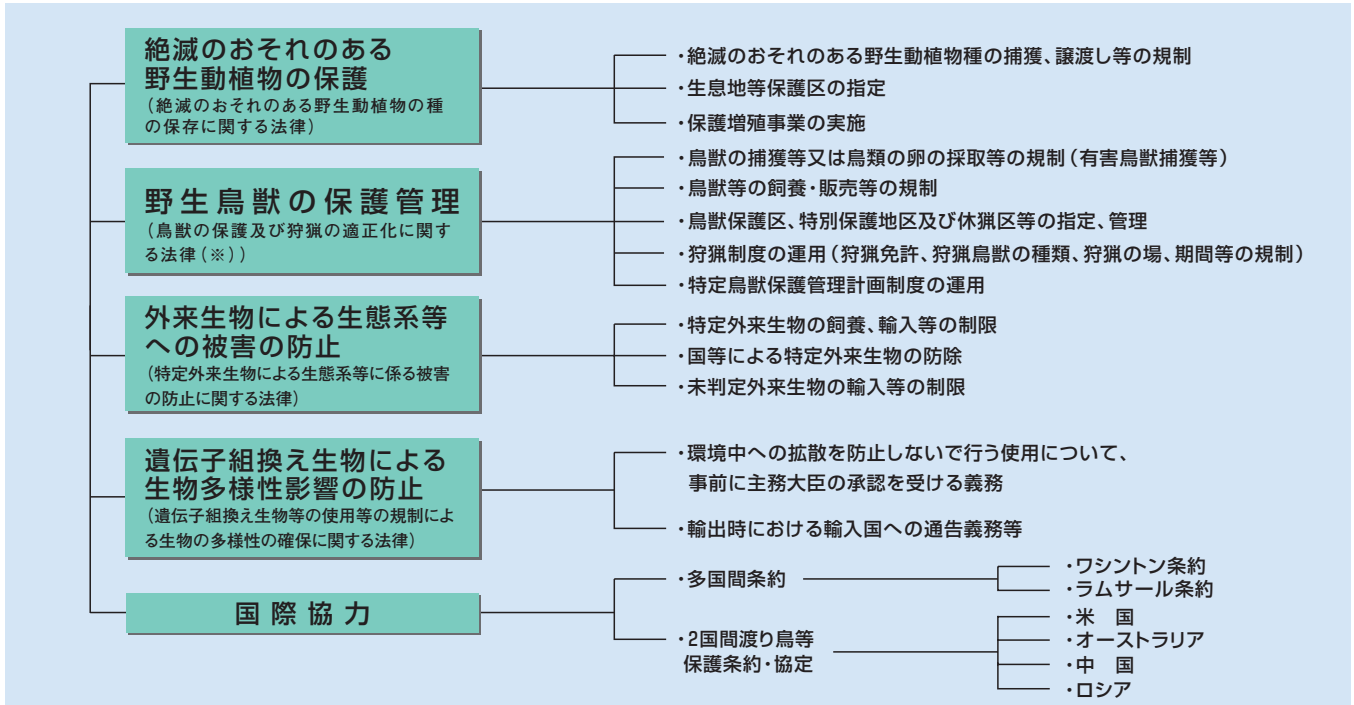


# 9. 野生生物の保護管理

多種多様な動植物種を保存し、人と野生生物との共存を図っていくためには、野生生物の生息・生育環境の保全、乱獲の防止、絶滅のおそれのある種の保護増殖、適切な管理施策の実施など様々な取組が必要です。

日本の野生生物保護のための取組は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（「種の保存法」）、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（「鳥獣保護法」）、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（「外来生物法」）及び「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（「カルタヘナ法」）により推進されています。また、渡り鳥の保護等については、条約・協定等により国際協力を推進しています。

## ● 日本の野生生物保護体系



## 9.1 希少野生動植物の保護

人間活動による生息・生育地の破壊や減少、さらに乱獲や外来生物による在来種の攪乱等により、多くの野生動植物が絶滅の危機に瀕しています。環境省の調査に基づく「日本の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブック)」が平成3年に公表され、また、平成5年に「種の保存法」が施行されました。現在、この法律等により希少野生動植物の保護が図られています。

### 日本の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブック)

野生生物を人為的に絶滅させないためには、絶滅のおそれのある種の現状を的確に把握し、一般への理解を広める必要があります。そのため、日本に生息または生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定したレッドリストと、

レッドリスト掲載種の生息情報等をまとめたレッドデータブックを公表しています。レッドリストは、5年程度を目途に見直しを行うこととしています。

### 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(「種の保存法」)

野生動植物は、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠くことのできないものです。「種の保存法」はこうした絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることによって、良好な自然環境を保全し、現在そして未来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

この法律は、絶滅のおそれのある野生動植物種を「希少野生動植物種」として指定することにより、捕獲・譲渡の禁止等、各種の措置を講じていく仕組みとなっています。

● 我が国における絶滅のおそれのある野生生物の種数

(平成18年2月末現在)

	分類群	評価対象種数	絶滅	野生絶滅	絶滅のおそれのある種		準絶滅危惧	情報不足	絶滅のおそれのある種数
					絶滅危惧類				
					IA類	IB類			
動物	哺乳類	約200	4	0	32	16	16	9	48
	鳥類	約700	13	1	42	47	16	15	89
	爬虫類	97	0	0	7	11	9	1	18
	両生類	64	0	0	5	9	5	0	14
	汽水・淡水魚類	約300	3	0	58	18	12	5	76
	昆虫類	約30,000	2	0	63	76	161	88	139
	陸・淡水産貝類	約1,000	25	0	86	165	206	69	251
	クモ類・甲殻類等	約4,200	0	1	10	23	31	36	33
	動物小計		47	2	303	365	456	223	668
植物等	維管束植物	約7,000	20	5	1,044	621	145	52	1,665
	蘚苔類	約1,800	0	0	110	70	4	54	180
	藻類	約5,500	5	1	35	6	24	0	41
	地衣類	約1,000	3	0	22	23	17	17	45
	菌類	約16,500	27	1	53	10	0	0	63
	植物小計		55	7	1,264	730	190	123	1,994
合計		102	9	1,567	1,095	646	346	2,662	

- (1) 動物の評価対象種数(亜種等を含む)は「日本産野生生物目録(環境庁編 1993、1995、1998)」等による。  
 (2) 維管束植物の評価対象種数(亜種等を含む)は植物分類学会の集計による。  
 (3) 蘚苔類、藻類、地衣類、菌類の評価対象種数(亜種等を含む)は環境省調査による。  
 (4) 絶滅のおそれのある種(亜種等を含む)の現状は、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブック)両生類・爬虫類、植物I、植物II(環境庁編 2000)、哺乳類、鳥類(環境省編 2002)」及び「レッドリスト汽水・淡水魚類、無せきつい動物(環境庁作成1998、1999、2000)」による。

カテゴリーは以下のとおり。

- |  |                     |
|--|---------------------|
| 絶滅(Extinct)                              | :我が国では既に絶滅したと考えられる種 |
| 野生絶滅(Extinct in the Wild)                | :飼育・栽培下でのみ存続している種   |
| 絶滅危惧I類(Critically Endangered+Endangered) | :絶滅の危機に瀕している種       |
| 絶滅危惧II類(Vulnerable)                      | :絶滅の危険が増大している種      |
| 準絶滅危惧(Near Threatened)                   | :存続基盤が脆弱な種          |

## (1) 希少野生動植物種の指定

「希少野生動植物種」は次の3種に分類されます。

### ①国内希少野生動植物種

日本に生息または生育する絶滅のおそれのある野生動植物種で、レッドデータブック等の生息・生育状況の科学的知見に基づき、指定されるものです。

この種のうち、商業的に繁殖を行うことが可能な種の一部は「特定国内希少野生動植物種」に区分されます。

### ②国際希少野生動植物種

国際的に協力して種の保存を図るべき、絶滅のおそれのある野生動植物種（ワシントン条約附属書Ⅰ掲載種及び2国間渡り鳥等保護条約通報種）を指定しています。

### ③緊急指定種

新種等、種の保存を特に緊急に図る必要がある種について、環境大臣が期間を限定して指定した種です。平成18年3月現在、指定はありません。

## (2) 個体等の取扱いに関する規制

国内希少野生動植物種及び緊急指定種の生きている個体は、環境大臣の許可を受けた場合等を除き、その捕獲、採取等が原則として禁止されます。また、「希少野生動植物種」の個体等は、学術研究等の目的で行うものであって環境大臣の許可を受けた場合、国際希少野生動植物種の個体等のうち、商業目的で繁殖させたもの等であって環境大臣の登録を受けたもの等を除いて、その譲渡し等が原則として禁止されています。

## (3) 生息地等の保護に関する規制

国内希少野生動植物種の保存のため重要な生息地等を「生息地等保護区」に指定し、その保護を図っています。この区域のうち特に規制の必要性が高い区域を「管理地区」として指定し、この地区内で工作物の設置や木竹の伐採等の行為を行う場合は環境大臣の許可が必要となります。管理地区に属さない区域は「監視地区」といい、管理地区の緩衝地帯としての役割等を果たしています。この地区内で工作物の設置等を行う場合は、環境大臣への届出が必要です。

## (4) 保護増殖事業

国内希少野生動植物種の中でも、トキ、シマフクロウ、イリオモテヤマネコなどのように特に保護や増殖が必要な種について、生息生育環境の維持・改善、給餌、人工繁殖等の保護増殖事業を実施します。環境省では、関係する府省と協力しながら保護増殖事業を効果的に実施し、希少野生動植物種の保存に努めています。

### 野生生物保護センター

国内希少野生動植物種をはじめとする地域特有の野生生物を対象として、展示や映像等により来訪者への解説や普及啓発を行うとともに、希少な野生動植物の保護増殖事業、調査研究等を総合的に推進するための拠点施設です。平成17年2月現在8ヶ所が開設されています。



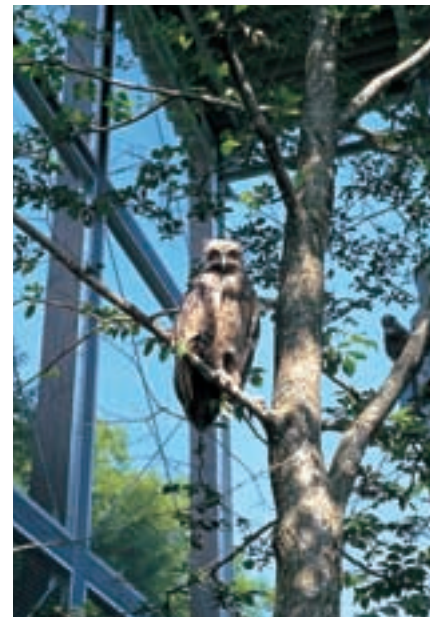
レッドデータブック



レプンアツモリソウ



アホウドリ



シマフクロウ